

酒類の手持品課税（戻税）の申告等の手引（令和 2 年 10 月 1 日分）
【補足資料】

手引に記載されている引下対象酒類のほか、発泡性酒類のうち、容器の品目の表示の後に、「(発泡性) ②」(※)と表示されている酒類も、その品目にかかわらず、引下対象酒類に該当します。

(※) 例えば、「甘味果実酒（発泡性）②」と表示されている酒類が該当します。

また、「(発泡性) ②」のほか、「(炭酸ガス含有) ②」「(炭酸ガス入り) ②」「(炭酸ガス混合) ②」と表示されている場合があります。

「税額算出表」には、「(発泡性) ②」と表示されている酒類について、記載する欄を設けていませんので、令和 2 年 10 月 1 日に、このような酒類を所持している場合で、手持品課税等対象酒類の酒税の納税申告を行う際には、便宜的に、当該酒類の所持数量を「税額算出表」の B 行（発泡酒（麦芽比率 50%以上又はアルコール分 10 度以上））の所持数量に合算して、税額の計算を行ってください（当該酒類も発泡酒（麦芽比率 50%以上又はアルコール分 10 度以上）と同様に、1 ℓ 当たり 20 円の酒税率の引下げとなっています）。

税 額 算 出 表

酒 税

申告者の住所 及 び 氏名又は名称		(住所)					
		(氏名又は名称)					
		(ご捺印の必要はありません)					
品目等	所持数量 (10 ml 未満の端数を 切り捨てた後の数量 (ア))	新税率による酒税額		旧税率による酒税額		差引酒税額 ウーオ	
		税率 (1 ml 当たり) (イ)	算出税額 ア×イ (ウ)	税率 (1 ml 当たり) (エ)	算出税額 ア×エ (オ)		
ビール	A	0.2	円	0.22	円	円	
発泡性酒類	発泡酒 麦芽比率 50%以上又は アルコール分 10 度以上	0.2		0.22		▲	
	麦芽比率 20%以上 50%未満 かつアルコール分 10 度未満	0.167125		0.178125		▲	
	その他の 発泡性酒類 いわゆる 新ジャンル その他の 醸造酒 リキュール	0.108		0.08			
醸造酒類	清酒 ※						
	果実酒 ※						
	その他の醸造酒 ※						

こちらの行の発泡酒（麦芽比率 50%以上又はアルコール分 10 度以上）の所持数量に合算して、税額を計算してください。
「所持場所ごとの所持数量の内訳書」を作成する場合にも、同様に合算します。

ご不明な点につきましては、貯蔵場所の所轄税務署を担当する酒類指導官までお問い合わせください。